

高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務
- (2) 業務内容
別紙「高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 事業費

本業務に係る費用は5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 事業担当課

広島市企画総務局地域活性化調整部 地域活性推進課（本庁舎11階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel 082-504-2837 Fax 082-504-2029
電子メール chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 公示日（提案書の受付開始） | 令和6年3月21日（木） |
| ・ 質問受付期限 | 令和6年3月28日（木） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和6年4月 4日（木） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和6年4月11日（木） |
| ・ 審査結果通知 | 令和6年4月下旬 |

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02調査・研究」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

6 応募資格確認申請書等の提出

- (1) 提出書類
次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 応募資格確認申請書（様式1）

イ 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 納税義務がない場合等は申立書（様式6）を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）（電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものも可。ただし、税務署から発行されたPDF形式の電子データを併せて提出すること。なお、電子納税証明書（XML形式）は不可。）

(2) 提出期間

公示日から令和6年4月4日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先

前記3の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）なお、提出された応募資格確認申請書等は返却しない。

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年3月28日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

前記3の事業担当課

ウ 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答し、3の事業担当課において、令和6年4月11日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の記載項目

様式4のとおり。

(2) 提出書類及び提出部数等

ア 提案申込書 様式3

イ 提案書 様式4

なお、企画提案書の表紙には、提案者名（企業名、代表者）等を記載すること。ただし、副本には提案者名が類推できる記載はしないこと。

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）なお、提出された提案書は返却しない。

エ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

オ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和6年4月11日（木）午後5時15分まで

イ 提出先 前記3の事業担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

9 プレゼンテーション

(1) 提出された企画提案書について、次のとおり提案者によるプレゼンテーション（参加者による質疑応答を含む。）を行うことを予定している。

・実施日：令和6年4月19日（金）（予定） ※詳細は提案者に別途通知する。

・プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分程度

・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(2) プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、プロポーザル辞退届（様式5）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(3) プレゼンテーションを欠席した者は、プロポーザルを辞退したものとみなす。

10 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和6年4月下旬を予定）

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

11 契約

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、3の事業担当課に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険契約の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、3の事業担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の事業担当課に申請すること。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

12 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

(4) 提案書に記載した、監査を行う業務責任者、従事者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、広島市の了解を得なければならない。

(5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接

を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。

- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 別紙「高陽地域・白木地域の活性化プラン作成支援業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (9) 本業務委託に係る令和6年度歳入歳出予算（当初予算）が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続を延期又は中止する。この場合、提案者の損害は補償しない。